

第 1 回大分県 感染症対策連携協議会 説明スライド

令和 6 年 12 月 19 日 (木) 18 時 30 分 ~

大分県庁本館 2 階 正庁ホール

大分県福祉保健部 健康政策・感染症対策課

第1回大分県感染症対策連携協議会 議題（1）

大分県感染症予防計画における
数値目標の達成状況について

大分県感染症予防計画に係る数値目標の設定

新型コロナへの対応を踏まえ、将来、起こるであろう新たな感染症のまん延等に確実に
対応するため、改正感染症法に基づき、関係機関との連携による保健・医療提供体制の
整備を内容とした、**大分県感染症予防計画を令和5年度に改定**

目標の分類	目標の詳細
①医療提供体制	<ul style="list-style-type: none">・新興感染症患者を入院させるための<u>病床数</u>・新興感染症に対応する<u>発熱外来医療機関数</u>・<u>自宅・施設で療養する新興感染症患者への医療を提供する医療機関数</u>・新興感染症の回復期患者や一般患者の転院を受け入れる<u>後方支援の医療機関数</u>・<u>医療人材派遣の人員数</u>
②物資の確保	<u>2か月以上の個人防護具を備蓄する医療機関数</u>
③宿泊療養体制	新興感染症患者を療養させるための <u>宿泊施設確保室数</u>
④検査実施体制	<ul style="list-style-type: none">・<u>県衛生環境センター等</u>の新興感染症にかかる<u>検査の実施能力数</u>・協定により確保した<u>医療機関・民間検査機関</u>の<u>検査実施能力数</u>
⑤保健所体制	<ul style="list-style-type: none">・<u>保健所業務を行うための確保人員数</u>・即応可能な<u>I H E A T登録者数</u>

① 医師会等を通じた医療機関への働きかけ

- ・ 県医師会、県薬剤師会、訪問看護ステーション協議会等から会員への呼びかけ
- ・ 説明会の開催（医師会3/12、14、15 薬剤師会3/24、訪看協議会3/18など）

② 個別医療機関や郡市医師会への協力依頼

- ・ 地域性を考慮し、個別医療機関や郡市医師会へ連携する保健所が直接訪問、協力依頼
- ・ 特に配慮が必要な患者対応（精神疾患等）を行う医療機関への個別説明会開催

③ 協定締結医療機関への施設・設備整備補助

- ・ 新興感染症に対応するための個室整備、簡易陰圧装置、PCR検査装置など施設設備整備補助（新興感染症対応力強化事業）
- 64機関に補助予定（R6.11月時点）

参考

大分県医師会会報 4月号



感染症法における「医療措置協定」の締結を！

大分県医師会
会長 河野幸治

今期の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬のいわゆるトリプル改定が日医の懸命な努力により、診療報酬は本体部分について0.88%アップした。今回の改定は、医療・介護者約900万人に対して、公定価格の引上げを通じた賃上げの実現や、過去30年間、類を見ない物価高騰への対応、日進月歩する医療を全ての国民に提供するための異次元の改定であった。そればかりでなく、急激なインフレ下での診療報酬改定がどうあるべきかという、ターニング・ポイントとなった改定でもあった。改定率は、当初財務省から1%の引下げを求められていた厳しい状況の中、初診料、再診料、入院基本料などが多少増点されたことは、十分に満足できるものとは言えないが、医療現場全体の改善に繋げることが出来ればと期待する。

さて、改正感染症法における「医療措置協定」締結に関する説明会が先日、県福祉保健部感染症対策課により県医師会に於いてZoom開催され、多くの医療機関に参加頂いた。新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症法が改正された。この改正で、①病床確保、②発熱外来、③自宅療養等への医療、④後方支援、⑤人材派遣など医療支援の必要な医療を提供する体制を確保するため、県と医療機関等の間で協定を締結することが法定化された。

R6.3.12 病院・診療所向け説明会（県医師会にて）



各医療機関等との機能・役割に応じて、以下1～5の措置に係る医療措置協定を締結

1.入院病床 2.発熱外来 3.自宅療養者等への医療提供 4.後方支援 5.人材派遣

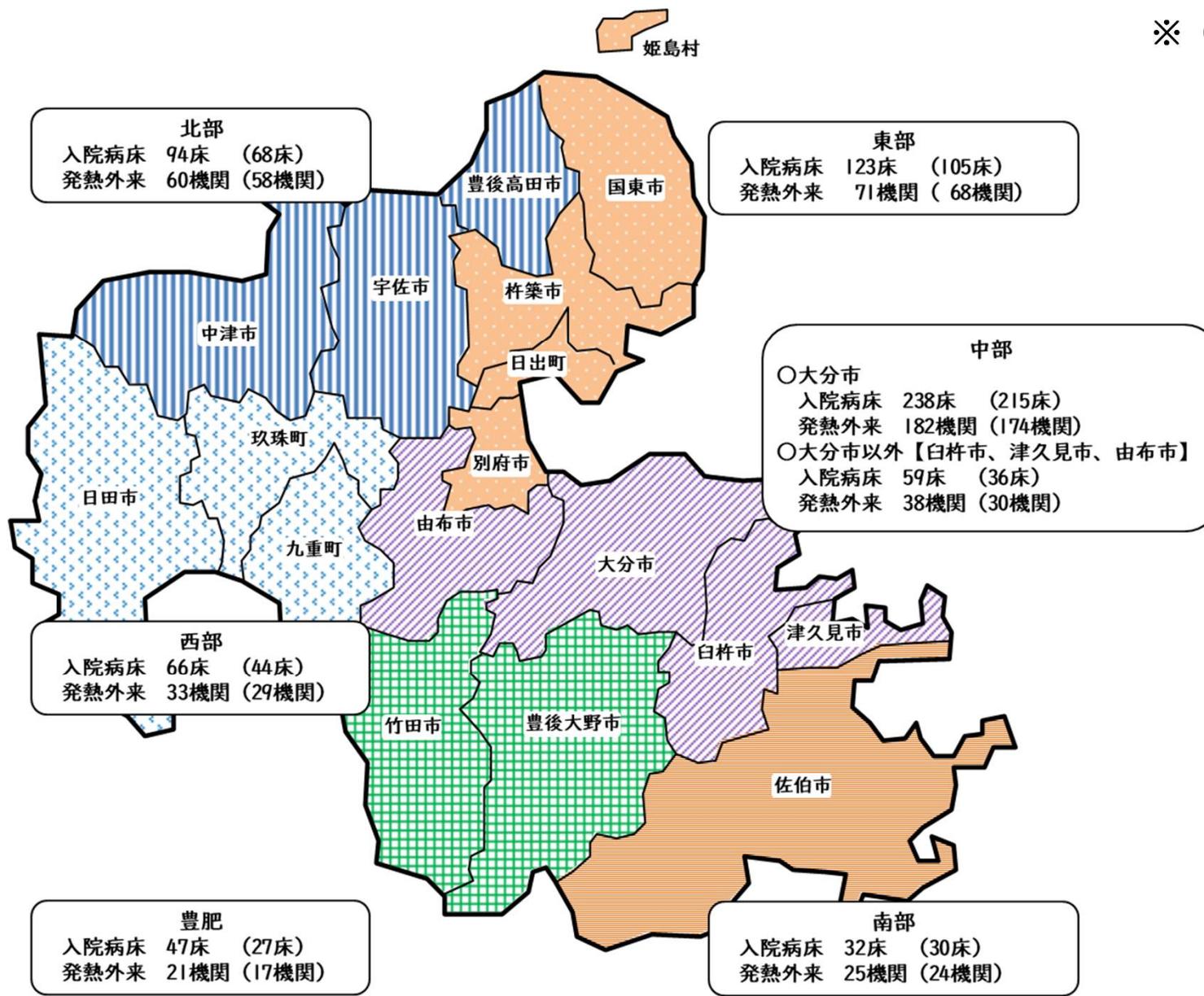
目標項目		対象	流行初期			流行初期期間以降		
			目標値	確保数	差	目標値	確保数	差
1.入院病床（床） 〔感染症病床40床含む〕		病院・診療所	157	456	+299	525	659	+134
2.発熱外来（機関）		病院・診療所	80	379	+299	400	430	+30
3.自宅療養者等への 医療提供（機関）		病院・診療所	—	—	—	130	277	+147
		薬局	—	—	—	270	438	+168
		訪問看護事業所	—	—	—	40	54	+14
4.後方支援 （機関）	回復期患者 の転院受入	病院・診療所	—	—	—	60	92	+32
	一般患者の 転院受入	病院・診療所	20	91	+71	60	111	+51
5.人材派遣（人）		医師	—	—	—	10	42	+32
		看護師	—	—	—	15	87	+72

目標達成状況 ①医療提供体制（医療圏別）

入院病床、発熱外来は、医療圏ごとに目標設定

▶▶▶ **全医療圏で目標数値を達成**

※（）内は目標数値



②物資の確保

個人防護具 5 品目を 2 か月分以上 備蓄

- ・ **サージカルマスク**
- ・ **N95マスク**
(DSマスクによる代替可)
- ・ **アイソレーションガウン**
(プラスチックガウンによる代替可)
- ・ **フェイスシールド**
(再利用可能なゴーグルによる代替可)
- ・ **非滅菌手袋**

(単位：機関)

対象	目標値	達成状況	差
病院・診療所	330	345	+10
訪問看護事業所	32	43	+11

③宿泊療養体制

新型コロナ対応実績のある、県内の宿泊施設と協定を締結

県内 6 施設 (684室) を確保

※施設名は非公表

(単位：室)

対象	目標値	確保数	差
流行初期 (公表後 3 か月まで)	250	586	+336
流行初期以降 (公表後 6 か月まで)	500	684	+184

抗原検査の実用化には一定の時間を要するため、**核酸検出検査（PCR検査等）**が対象

〈学官連携〉 国立感染研究所から検査に必要な手技等が示され、かつ各機関で検査体制が整った状況

〈医療民間〉 核酸検出検査に必要な検査試薬等が流通し、かつ各機関で検査体制が整った状況

(単位：件/日)

対象	流行初期 (公表後3か月まで)			流行初期期間以降 (公表後6か月まで)		
	目標値	確保数	差	目標値	確保数	差
県衛生環境 研究センター	206	206 [※]	±0	524	524 [※]	±0
大分市保健所 (保健所設置市)	144	144	±0	376	376	±0
大分大学グローバル 感染症研究センター	100	100	±0	200	200	±0
学官連携 合計	450	450	±0	1,100	1,100	±0
協定指定医療機関	450	3,049	+2,599	1,100	3,927	+2,827
民間検査機関	100	100	±0	200	200	±0
医療民間 合計	550	3,149	+2,599	1,300	4,127	+2,827

※現在改修工事中であり、今年度末に整備完了予定

- ・ 保健所業務における感染症対応が可能な人員を確保
 - ▶ 各保健所の危機対処計画にも目標を記載し、有事の際に必要な人員を確保
- ・ 保健所業務を支援する外部専門職員（IHEAT要員）の登録

目標項目	対象	公表後1か月間の感染症対応人員数
人員確保数	東部保健所	延べ904人/日
	国東保健部	延べ154人/日
	中部保健所	延べ272人/日
	由布保健部	延べ201人/日
	南部保健所	延べ343人/日
	豊肥保健所	延べ434人/日
	西部保健所	延べ476人/日
	北部保健所	延べ605人/日
	豊後高田保健部	延べ152人/日
	県保健所の合計	延べ3,541人/日
	大分市保健所 (保健所設置市)	延べ3,583人/日

対象		即応可能なIHEAT要員数
平時	目標値	15人
	確保数	20人
	差	+5人

第1回大分県感染症対策連携協議会 議題（2）

新型インフルエンザ等対策行動計画 の改定について

- 名称
大分県感染症対策連携協議会（大分県感染症対策連絡会議を廃止・新設）
- 設置根拠
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条の2第1項
- 目的
感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため
- 構成員（22名以内、任期2年）
- 専門部会
必要に応じ設置
（行動計画の策定に際し、新型インフルエンザ等対策行動計画策定部会を設置）

- 
- 名称
大分県新型インフルエンザ等対策行動計画策定部会
 - 設置根拠
大分県感染症対策連携協議会設置要綱第6条
 - 目的
新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改正に伴い、大分県新型インフルエンザ等対策行動計画についても抜本的改正を行うため、その策定に向けた協議を行う
 - 構成員（16名以内、任期2年）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

第1条

この法律は、（中略）、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

第7条第1項

都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

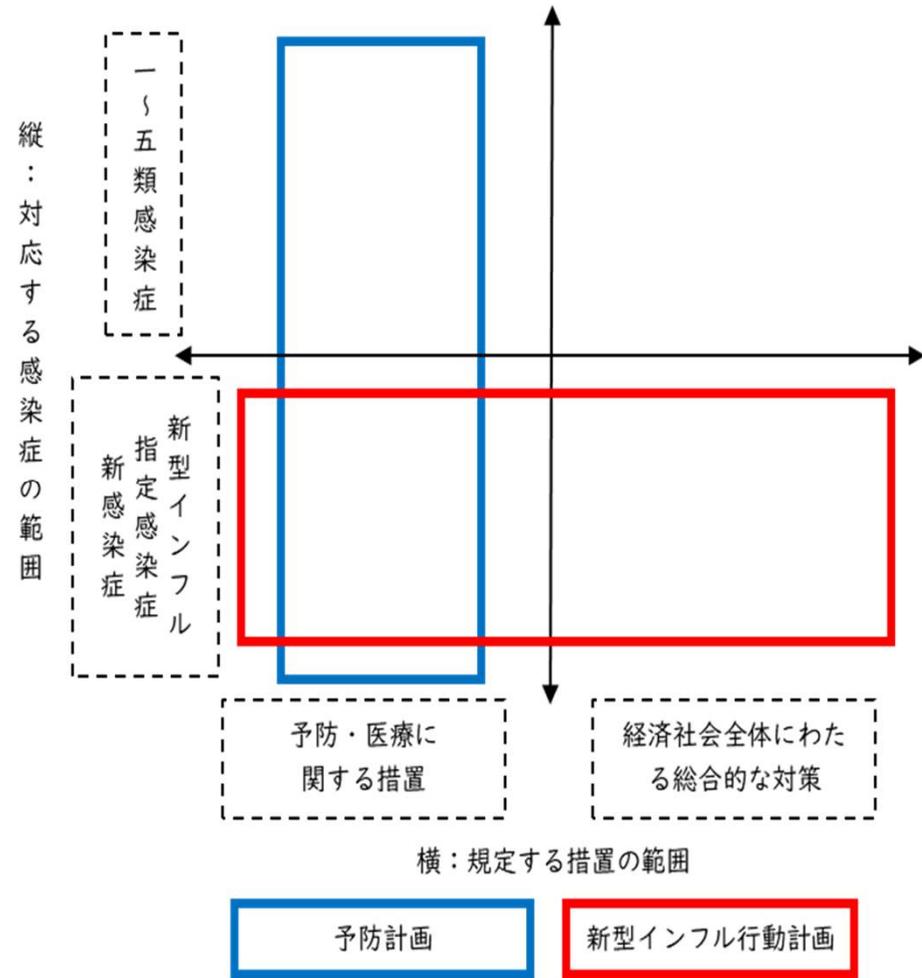
第10条第8項

都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第七条第一項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。

予防計画と行動計画の概要

対応する感染症、規定する措置の範囲

	予防計画	行動計画
法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条	新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条
対象感染症	感染症法に規定された全ての感染症	感染症法に規定された ・ 新型インフルエンザ等感染症 ・ 指定感染症 ・ 新感染症 のいわゆる「新興感染症」
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 予防及びまん延の防止のための施策 ② 情報収集、調査及び研究 ③ 検査の実施体制及び検査能力の向上 ④ 医療を提供する体制の確保 ⑤ 患者の移送のための体制の確保 ⑥ 医療提供体制等の確保に係る目標値 ⑦ 宿泊施設の確保 ⑧ 外出自粛対象者の療養生活の環境整備 ⑨ 総合調整又は指示の方針 ⑩ 人材の養成及び資質の向上 ⑪ 保健所の体制の確保 ⑫ 緊急時における施策 	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合的な推進 ② 県が実施する次に掲げる措置 <ul style="list-style-type: none"> イ 発生動向調査、情報収集 ロ 適切な方法による情報提供 ハ 協力の要請等まん延防止措置 ニ 医療提供体制の確保 ホ 物資の売渡し要請、住民生活及び地域経済の安定 ③ 市町村行動計画、指定地方公共機関作成の業務計画を作成する際の基準 ④ 実施体制に関する事項 ⑤ 他の地方公共団体等との連携 ⑥ その他知事が必要と認める事項



年	月	行動計画	改定までのステップ
R6	7月	政府行動計画 改定	
	8月		
	9月		
	10月	各部局 意見照会	
	11月	県行動計画 素案	計画策定部会（第1回）
	12月	各部局 意見照会	感染症対策連携協議会（第1回）
R7	1月	県行動計画 正案	市町村行動計画 説明会 計画策定部会（第2回）
	2月	各部局 意見照会	感染症対策連携協議会（第2回）
	3月		
	4月		パブリックコメント募集（1ヶ月）
	5月	県行動計画 最終版	
	6月	県行動計画 公表	
	⋮		

※各部局対応計画及び市町村行動計画の改定は令和7年度以降

政府行動計画の改正内容

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、初めて抜本的に改正
- ・ **新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症**による危機に対応
- ・ 対策項目を6項目から**13項目**に拡充 ※下記図のとおり
- ・ 対策時期を5期から**3期（準備期、初動期、対応期）**に変更

(現行) 対策項目 6項目	(改正案) 対策項目 <u>13項目</u>
①危機管理組織（実施体制）	①実施体制
②サーベイランス・情報収集	②情報収集・ <u>分析</u>
	③サーベイランス
③情報提供・共有	④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>
	⑤ <u>水際対策</u>
④予防・まん延防止	⑥まん延防止
	⑦ <u>ワクチン</u>
⑤医療	⑧医療
	⑨ <u>治療薬・治療法</u>
	⑩ <u>検査</u>
	⑪ <u>保健</u>
	⑫ <u>物資</u>
⑥社会・経済機能の維持	⑬県民生活・県民経済

1 行動計画改定の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症で明らかとなった課題や、関連する法改正等を踏まえ、令和6年7月に改訂された新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき、大分県新型インフルエンザ等対策行動計画を全面的に改定し、次なる新興感染症の危機に備える。

2 計画の位置づけ

特措法第7条に基づく県行動計画
[県感染症予防計画との整合性を図る]

3 計画の期間

令和7年度～終期不定
[原則、国行動計画の改定（6年毎）に連動見直し]

4 改定協議の体制

県医師会等医療関係団体、大分大学、県等行政機関、教育機関、社会経済活動団体等

①実施体制

- ・実効的な対策を講じるための、国、県、市町村、医療機関、検査機関等の多様な主体の相互連携に基づく体制の確保
- ・平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事における県対策本部を中心した確かな政策判断・実行

⑤水際対策

- ・平時からの水際対策に係る体制整備や研修及び訓練の実施
- ・感染症の侵入や感染拡大をできる限りおさえるため、国が実施する水際対策への協力

⑧医療

- ・平時から、予防計画及び医療計画に基づく医療措置協定の締結等を通じ、感染症医療を提供できる体制を整備
- ・有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療提供体制を確保し、病原性や感染性等に依りて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応

⑪保健

- ・保健所及び衛環研において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、療養先の調整、移送、健康観察、生活支援等を実施
- ・有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を実施

②情報収集・分析③サーベイランス

- ・DXの推進を通じた、平時から効率的かつ効果的なサーベイランス、情報収集、分析の体制の構築
- ・感染症・医療の状況の包括的なリスク評価及び県民生活及び県民経済の状況の把握の基づく感染症対策の判断

⑥まん延防止

- ・感染拡大スピードやピークの抑制のための感染対策やまん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む措置に対応した対策の実施
- ・ワクチン、治療薬等の状況変化に応じた対策の縮小・中止の機動的な判断

⑨治療薬・治療法

- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び流通体制の整備
- ・治療薬・治療法の有効性及び安全性、副作用の発生情報等の情報収集、救済の実施

⑫物資

- ・平時から、医療機関等と連携した個人防護具等の備蓄
- ・有事の際に必要な感染症対策物資等が医療機関等に十分にいきわたる仕組みを構築

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・情報錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布に対しての科学的知見に基づいた情報の発信・啓発
- ・双方向コミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの実施
- ・平時から、感染症等に関する普及啓発、リスコミ体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等

⑦ワクチン

- ・平時から予防接種事務のデジタル化や接種の具体的な実施方法の検討
- ・ワクチンに関し、科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じ、県民の理解を促進

⑩検査

- ・検査機関との検査措置協定の締結や、衛環研等の機器整備、資材確保を通じた検査体制整備
- ・発生直後からの迅速な検査の立上げ、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針変更など柔軟な対策を実施

⑬県民生活・県民経済

- ・平時からの業務継続計画の策定の鑑賞や柔軟な勤務形態等の導入の勧奨
- ・有事の際の影響緩和対策等支援の検討、実施
- ・県民への迅速かつ的確な情報提供及び相談窓口や情報収集窓口の充実

これまでの行動計画では、
 ①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生期 ④国内感染期 ⑤小康期 としていたが、
 改定後の行動計画では、
①準備期 ②初動期 ③対応期 の3つの段階に分けて記載
 それぞれの対応シナリオは下記図のとおり

対応シナリオ		国発生段階	状態	県発生段階	状態
準備期		未発生	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
初動期(A)		海外発生期 (国内未発生)	海外で新型インフルエンザが発生した状態		
		国内発生早期	県内未発生	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	
対応期	封じ込めを念頭に 対応する時期(B)		国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	病原体の性状に応じて 対応する時期(C-1)	国内感染期		国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期
	ワクチンや治療薬により 対応力が高まる時期(C-2)	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		
特措法によらない基本的な 感染症対策に移行する時期(D)		終息	(全数把握等は必要なく、定点把握などで発生動向の把握が可能な状態)		

県行動計画のポイント

準備期	関係機関との役割整理、指揮命令系統等、組織体制編成及び確認、縮小可能な業務の整理、研修・訓練を通じた対応能力向上等
初動期	準備期における検討等に基づき必要に応じて関係部局長会議等の開催、県及び関係機関における対策の実施体制の強化
対応期	状況に応じた柔軟かつ機動的な対策の実施体制の整備、見直し

準備期

初動期

対応期

- ①県行動計画の見直し
 - ・特措法の規定に基づき、推進会議の意見を聴いた上で、必要に応じて、行動計画の見直し
- ②実践的な訓練の実施
 - ・県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関等は、有事に備えた実践的な訓練を実施
- ③県の体制整備、強化
 - ・有事に強化、拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続のため、各部局等の業務継続計画の改定等を推進
 - ・医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に関連する分野の専門科と平時から連携・強化
 - ・ワンボイスによる情報提供・共有方法の整理
- ④市町村等の行動計画等の作成や体制整備、強化
 - ・市町村、指定（地方）公共機関における行動計画の作成等を支援
- ⑤国及び地方公共団体等の連携強化
 - ・平時から、関係機関間において情報共有や連携訓練を実施
 - ・入院調整方法、医療人材確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針等の協議

- ①新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置
 - ・関係部局間での情報共有
 - ・発生動向等の情報収集、リスク評価、結果共有
 - ・必要に応じて関係部局長会議等を開催し、初動対応方針を協議・決定
- ②新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置
 - ・発生について関係部局や関係機関等との間で情報共有
 - ・政府対策本部が設置された場合、速やかに県対策本部を設置
 - ・必要な人員体制の強化が可能となるよう全庁的な体制への移行
- ③必要な予算の確保

- ①基本となる実施体制の在り方
 - ・関係機関との感染症の特徴、感染状況、医療提供体制のひっ迫状況、県民生活や社会経済活動に関する情報等の継続的共有
 - ・保健所や衛環研等と連携した地域の感染状況の一元的な把握、地域の実情に応じた適切な対策の実施
 - ・県による必要に応じた総合調整
 - ・必要な財政支援
- ②国が行うまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等
 - ・国が行うまん延防止等重点措置及び緊急事態措置を確認し、措置の内容に応じた対策の検討、実施
 - ・措置に応じた措置を講じるため、感染症に関する専門家、その他学識経験者に意見を聴取
- ③県対策本部の廃止
 - ・新型インフルエンザの病状の程度や、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表がされた場合などで政府対策本部の廃止された場合は、県対策本部を速やかに廃止

県行動計画のポイント

準備期 定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けて準備

初動期 新興感染症に関する情報確認、初期段階でのリスク評価の速やかな実施、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報の収集・分析

対応期 対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するリスク評価に関する情報収集・分析を継続

準備期

初動期

対応期

- ①実施体制
 - ・関係機関や専門家等との人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上
- ②平時に行う情報収集・分析
 - ・対策等に関する国内外の情報の収集、関係機関や専門家等との人的・組織的ネットワークによる情報収集
- ③訓練
 - ・国及びJIHS 等と連携した訓練等の実施
- ④人員の確保
 - ・感染症専門人材の育成や確保、活用
 - ・有事に必要な人員規模と専門性の確認、配置調整
- ⑤DXの推進
 - ・情報の一元化、データベース連携等のDX化
- ⑥情報漏えい等への対策
 - ・情報セキュリティの強化、事案発生時の対応手順の整理

- ①実施体制
 - ・国及び関係機関等と連携し、速やかに感染症インテリジェンス体制を強化
 - ・情報収集・分析及びリスク評価の体制の確立
- ②リスク評価
 - ・情報収集・分析に基づくリスク評価
 - ・継続的なリスク評価、情報収集・分析
 - ・リスク評価に基づく、感染症対策の迅速な判断及び実施
- ③情報収集・分析から得られた情報、対策を県民等に迅速に提供・共有

- ①実施体制
 - ・政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直し
- ②リスク評価
 - ・情報収集・分析に基づくリスク評価
 - ・リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施
 - ・リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切替
- ③情報収集・分析から得られた情報、対策を県民等に迅速に提供・共有

県行動計画のポイント

準備期 感染症サーベイランス実施体制の構築、平時からの感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用

初動期 感染症サーベイランス実施体制を強化、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定

対応期 新型インフルエンザ等の発生状況に応じた適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討、見直し

準備期

初動期

対応期

- ①実施体制
 - ・患者報告や病原体検出状況、ゲノム情報の報告体制の整備
- ②平時に行う感染症サーベイランス
 - ・季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症の流行情報の把握
 - ・ワンヘルス・アプローチの考えに基づいた新型インフルエンザ等の発生を監視
 - ・訓練を通じた疑似症サーベイランスによる早期探知の運用の習熟
- ③人材育成及び研修
 - ・国等が実施する研修への職員派遣、職員研修の実施
- ④DXの推進
 - ・情報収集のDX化の推進
- ⑤分析結果の共有
 - ・感染症の特徴や病原体の性状等を県民等に分かりやすく提供、共有

- ①実施体制
 - ・有事の感染症サーベイランス実施体制へ移行のための体制整備
- ②リスク評価
 - ・有事の感染症サーベイランスの開始
 - ・リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施
- ③感染症サーベイランスから得られた情報の共有
 - ・県内の感染症の発生状況や感染対策に関する情報を県民等へ提供・共有

- ①実施体制
 - ・適切な感染症サーベイランスの実施体制への移行のための体制整備を継続
- ②リスク評価
 - ・流行状況に応じたサーベイランスの実施
 - ・定点把握でも感染動向の把握が可能となった際は、国の方針に合わせて、適切な時期に感染症サーベイランスの実施体制を移行
 - ・地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施
 - ・感染症の特徴及び流行状況を踏まえたリスク評価に基づき、必要な対応の見直しを実施
- ③感染症サーベイランスから得られた情報の共有
 - ・対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、可能な限り科学的根拠に基づいて県民等へ情報を提供・共有

県行動計画のポイント

準備期	県民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理
初動期	把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく
対応期	提供・共有

準備期

初動期

対応期

- ①新型インフルエンザ等の発生前における県民等への情報提供・共有
 - ・感染症に関する情報提供、共有
 - ・偏見、差別等に関する啓発
 - ・偽・誤情報に関する啓発
- ②新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等
 - ・高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供、共有する媒体や方法の整理
 - ・感染症の発生状況等に関する公表基準等の必要な見直し
 - ・コールセンター等の設置の準備

- ①迅速かつ一体的な情報提供・共有
 - ・行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出
 - ・高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で情報提供、共有
 - ・発生状況等に関する公表基準を感染症の特徴等に応じて必要な見直しを実施
- ②双方向のコミュニケーションの実施
 - ・ホームページ掲載や市町村向けのQ&A等を作成するとともに、コールセンター等の設置
 - ・SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施
- ③偏見・差別等や偽・誤情報への対応
 - ・偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、県民等に周知

- ①基本的方針
 - ・迅速かつ一体的な情報提供・共有
 - ・双方向のコミュニケーションの実施
 - ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応
- ②リスク評価に基づく方針の決定・見直し（封じ込めを念頭に対応する時期）
 - ・個人及び事業者の感染対策の重要性、行動制限の必要性等の科学的根拠に基づいた説明
 - （病原体の性状等に応じて対応する時期）
 - ・病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明
 - ・こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明
 - （特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）
 - ・平時への移行に伴う留意点（医療提供体制や感染対策の見直し等）の情報提供、共有

県行動計画のポイント

- 準備期** 国と連携して、水際対策に係る体制整備や研修及び訓練の実施、検疫等が行う物資や施設の確保について、必要な協力の確認
- 初動期** 検疫措置強化や入国制限等水際対策の確認、県民生活及び社会経済活動に与える影響などの情報収集、検疫が実施する措置への
- 対応期** 協力や研修及び訓練の実施

準備期

初動期

対応期

- ①水際対策の実施に関する体制の整備
 - ・医療機関、宿泊施設や搬送機関と実施する入院等の調整について連携体制の構築
- ②県内在住外国人や出国予定者、訪日外国人旅行者等への情報提供・共有に関する体制の整備
 - ・国が公表する諸外国、地域の感染状況や水際対策の情報収集
 - ・収集した情報を提供・共有し、注意喚起の体制構築
- ③検疫所等との連携
 - ・有事に備えた訓練の実施を通じて、平時から検疫所や医療機関等との連携を強化

- ①新型インフルエンザ等の発生初期の対応
 - ・国が実施する水際対策の情報収集
- ②検疫措置の強化への対応
 - ・国が行う水際対策への協力が得られない者に対する措置の情報を収集し、県民に周知
- ③入国制限等
 - ・国が決定した地域からの入国の原則禁止についての情報収集及び必要に応じた広報
- ④密入国者対策
- ⑤国との連携
 - ・検疫所や保健所設置市、医療機関等の関係機関との連携を強化し、検査体制を整備
 - ・県及び保健所設置市は、提供された情報をもとに、居宅等待機者等に対する健康監視等を実施
- ⑥在外邦人支援

- ①封じ込めを念頭に対応する時期
 - ・状況の変化を踏まえつつ、初動期の対応を継続
- ②病原体の性状等に応じて対応する時期
 - ・対策の効果や社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、国が決定、変更する水際対策の情報を収集し、県民に広報
- ③ワクチン等により対応力が高まる時期
 - ・水際対策の強化や緩和、中止等が決定された場合に関係機関と情報共有
- ④水際対策の変更の方針の公表
 - ・国の公表内容に基づき、水際対策の方針を関係機関に周知及び必要に応じた広報

県行動計画のポイント

準備期 対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理

初動期 感染拡大のスピードやピークを抑制、医療提供体制が可能な範囲内に患者数を抑制

対応期 緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替え、県民生活や社会経済活動への影響の確認

準備期

初動期

対応期

①対策の実施に係る参考指標等の検討

- ・対策実施に当たり、指標やデータの内容、取得方法等を整理

②新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ・個人の感染対策の重要性や実践的な訓練の必要性の理解促進
- ・市町村、学校等と連携し、基本的な感染対策の普及
- ・不要不急の外出自粛や休業要請等への理解促進

①県内でのまん延防止対策の準備

- ・感染症に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応の確認
- ・県、市町村又は指定（地方）公共機関は、業務継続計画等に基づく対応準備

①まん延防止対策の内容

- 【患者や濃厚接触者】感染症法に基づく措置（入院勧告、措置や外出自粛要請等）や病原体の性状に応じた対策（クラスター対策）の実施
- 【住民】基本的な感染対策、感染リスクが高まる場所への外出自粛、不要不急の渡航の中止等の要請
- 【事業者や学校】感染リスクの高まる業態、場所等について、営業時間変更、施設の使用制限、休業等の要請及び臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）の要請
- 【公共交通機関】利用者への感染対策の呼び掛け、運行方法の変更等の要請

②時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

（封じ込めを念頭に対応する時期）

- ・必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に要請することを含め、封じ込めを念頭に強度の高いまん延防止対策を実施

（病原体の性状等に応じて対応する時期）

- ・病原体の性状等を踏まえたリスク評価の分類に応じた対応を適切に選択
- ・医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等を行うことを検討
- ・こどもや若者、高齢者等、特定のグループのリスクが高い場合は、そのグループへの重点的な対策を検討

（ワクチン、治療薬等により対応力が向上する時期 ～ 特措法によらない基本的感染症対策への移行期）

- ・感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討

③まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等

- ・地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討

県行動計画のポイント

準備期 平時から、国、県及び市町村のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備、確認

初動期 準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施

対応期

準備期

初動期

対応期

- ①ワクチン及び資材の供給体制
 - ・有事の際にワクチンや資材を確保するための体制整備
- ②基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）
 - ・国が決定する特定接種の対象となる事業者の登録への協力
- ③接種体制の構築
 - ・医師会や医療機関等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等の検討
- ④情報提供・共有
 - ・ワクチンに対する基本的な知識について情報提供を行い、県民の理解を促進
- ⑤DXの推進
 - ・予防接種事務のデジタル化を進め、国が整備するシステム基盤を活用

- ① 接種体制
 - ・国に対し、ワクチン供給量、接種の実施方法等、必要な情報提供、共有の早期化を要求
 - ・国が予防接種の実施の判断をした場合に、市町村及び関係機関等と協力し、速やかに接種可能な体制を構築

- ①ワクチンや接種に必要な資材の供給
 - ・ワクチンや資材の流通、需要量及び供給状況の把握
 - ・必要に応じて、地域間の融通等
 - ・ワクチン等の円滑な流通体制の構築
- ②接種体制
 - ・初動期に構築した接種体制に基づき、速やかな接種の実施
 - ・介護保険部局や医師会等の関係団体と連携し、接種会場での接種が困難な者への接種体制の確保
 - ・準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理
- ③副反応疑い報告等
 - ・健康被害認定者に対する救済の制度周知
- ④情報提供・共有
 - ・予防接種の意義や制度の仕組み等の啓発
 - ・実施する予防接種に係る情報の周知、共有

県行動計画のポイント

- 準備期** 予防計画及び医療計画に基づく医療措置協定の締結等を通じて、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備
- 初動期** 国等から提供・共有された情報や要請を基に、保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備
- 対応期** 健康被害を最小限にとどめ、県民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保

準備期

初動期

対応期

- ①基本的な医療提供体制
 - ・感染症危機において感染症医療及び通常医療を適切に提供するための体制整備
 - ・予防計画及び医療計画で体制の目標値を設定し、医療機関等との間で協定締結
- ②予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備
- ③研修や訓練の実施を通じた人材の育成等
 - ・医療機関や消防機関等と研修や訓練を実施
- ④新型インフルエンザ等の発生時のためのDXの推進
 - ・医療機関等情報支援システム（G-MIS）や感染症サーベイランスシステムの活用
- ⑤医療機関の設備整備・強化等
 - ・医療機関の施設、設備整備の支援
 - ・国の整理も踏まえ、臨時の医療施設の設置、運営等の方法の整理
- ⑥臨時の医療施設等の取扱いの整理
 - ・県連携協議会等を活用し、医療機関、保健所、高齢者施設、消防機関等の連携強化と有事の対応を整理
 - ・小児や妊産婦等要配慮患者の受入れ医療機関の設定や病床の確保、連携等の体制確保、医療ひっ迫に備えた広域的な移送・搬送手段等の協議
- ⑦県連携協議会等の活用
- ⑧特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

- ①新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症に関する知見の共有等
- ②医療提供体制の確保等
 - ・準備期において感染症連携協議会等で整理した患者による相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備（感染症指定医療機関における患者の受入体制の確保、相談センターの整備）
 - ・流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関に対応の準備に係る要請を実施
 - ・検査等措置協定機関における検査体制の整備
- ③相談センターの整備

- ①新型インフルエンザ等に関する基本の対応
 - ・感染症指定医療機関、協定締結医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請
 - ・民間搬送事業者等と連携し、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間の移動手段を確保
 - ・医療機関はG-MISへの入力を通じ、確保病床数・稼働状況、外来ひっ迫状況、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況等を共有
 - ・医療機関への受診方法等について住民等に周知
- ②時期に応じた医療提供体制の構築
 - （流行初期）
 - ・感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関は病床確保、発熱外来を実施
 - ・相談センターの強化や入院調整及び移送実施
 - （流行初期以降）
 - ・その他の協定締結医療機関にも必要な医療を提供するよう要請
 - ・病原体の性状等により入院基準等の見直し
 - ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期では、通常の医療提供体制に段階的に移行
- ③予防計画及び医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針
- ④予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針

県行動計画のポイント

準備期 治療薬の配送等に係る体制の実効性を定期的に確認し、必要な見直し

初動期 準備期に構築した体制を活用して、速やかに有効な治療薬の供給等の実施

対応期 迅速に有効な治療薬が、必要な患者に公平に届くことを目指した対応

準備期

初動期

対応期

①国の重点感染症の指定及び情報収集体制の整備

②治療薬・治療法の研究開発に対する推進

③治療薬・治療法の活用に向けた整備
 ・医療機関等への情報提供、共有体制の整備
 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び流通体制の整備

①国の研究開発の状況及び情報収集体制の整備

②治療薬・治療法の研究開発に対する協力

③治療薬・治療法の活用に向けた整備
 ・医療機関等への情報提供、共有
 ・治療薬の確保、配分
 ・治療薬の流通管理及び適正使用の指導

④抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）
 ・必要に応じて、予防投与の要請

①国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

②治療薬・治療法の研究開発に対する協力

③治療薬・治療法の活用
 ・医療機関等への情報提供、共有
 ・医療機関や薬局における警戒活動
 ・治療薬の流通管理
 ・治療薬、治療法普及後のフォローアップ

④中長期的予後の把握と合併症に対する治療法等の研究

⑤抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）
 ・感染状況に応じて、予防投与の原則見合わせの要請

⑥リスク評価に基づく方針の決定・見直し
 ・体制等の緩和と重点化
 ・リスク増加の可能性を踏まえた備えの充実等

県行動計画のポイント

- 準備期** 検査体制の整備や必要な人材の育成、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等の実施
- 初動期** 適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止
- 対応期** 流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響の確認

準備期

初動期

対応期

- ①検査体制の整備
 - ・JIHSと衛環研との連携強化、民間検査機関等と一体となった検査体制の強化
 - ・検査物資の備蓄、確保
 - ・検疫所、衛環研、民間検査機関等の役割分担の確認及び有事における検査体制の整備
 - ・予防計画に基づく検査実施能力の確保状況の情報把握
- ②訓練等による検査体制の維持及び強化
 - ・検査関係機関等が参加する訓練等の実施
 - ・訓練等を活用した地方衛生研究所等の検査体制の維持
- ③研究開発支援策への協力等
- ④有事における検査実施の方針の基本的な考え方の整理

- ①検査体制の整備
 - ・予防計画に基づく、検査実施能力の確保状況の情報確認と、必要に応じた検査体制の整備を要請
- ②PCR検査等の汎用性の高い検査手法の確立と普及
 - ・衛環研は県内の病原体の検査手法を標準化
 - ・検査等措置協定締結機関等への情報共有
- ③研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及
- ④リスク評価に基づく検査実施の方針の検討
 - ・国の方針決定に基づく、検査の目的や実施の方針等に関する情報提供

- ①検査体制の拡充
 - ・予防計画に基づく検査実施能力の確保状況の確認と、必要に応じた検査体制の拡充の要請
- ②研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及
- ③リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し
 - ・国の方針決定に基づく、検査の目的や実施の方針等に関する情報提供
 - ・感染症の特徴や感染状況、検査の特性等を考慮し、検査実施の方針決定

県行動計画のポイント

- 準備期** 感染症発生時に備えた研修や訓練の実施、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等の実施
- 初動期** 保健所及び県衛生環境研究センターが、有事体制への移行準備
- 対応期** 保健所及び県衛生環境研究センターが、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護

準備期

初動期

対応期

①人材の確保

・感染症対応が可能な人材の確保、応援及び受援に関する体制を構築

②業務継続計画を含む体制の整備

・保健所及び衛環研等の業務に関する業務継続計画の策定

③研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

・感染症有事体制を構成する人員への年1回以上の研修、訓練を実施
 ・県感染症対策連携協議会等を活用した、関係機関や専門職能団体との連携体制の構築、強化

④保健所及び県衛生環境研究センターの体制整備

・感染症の発生、まん延に備えた健康危機対処計画の策定、関係機関との連携強化
 ・衛環研及び検査等措置協定締結機関等の研修や訓練等を活用した検査や輸送等の体制整備

⑤DXの推進

⑥地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

・有事に速やかに住民への情報提供、共有体制を構築するための検討実施

①有事体制への移行準備

・保健所及び衛環研における有事体制への移行準備状況の確認に加え、患者や濃厚接触者への対応、検査体制の立上げに向けた準備を実施

②住民への情報提供・共有の開始

・相談センターの整備
 ・住民への情報提供、共有、リスクコミュニケーションの実施

③新型インフルエンザ等感染症等に係る公表前に管内で感染が確認された場合の対応

・疑似症患者の発生を把握した場合、積極的疫学調査及び検体採取の実施
 ・必要に応じた感染症指定医療機関への入院協力要請

①有事体制への移行

・応援職員の派遣及び市町村への派遣要請、IHEAT要請等を行い、保健所の感染症有事体制を確立
 ・衛環研の検査体制の立ち上げ
 ・感染経路等の情報収集、保健活動の全体調整、保健活動支援の実施

②主な対応業務の実施

・保健所や衛環研等において、相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察及び生活支援、健康監視、リスクコミュニケーションを実施

③感染状況に応じた取組

(流行初期)
 ・有事体制への速やかな移行や検査体制の拡充に加え、職員の応援要請やICTツールの活用等を通じた業務効率化を推進
 (流行初期以降)
 ・国の方針を基に、業務負荷も踏まえて、体制や対応の見直しを適宜実施
 ・特措法によらない基本的な感染対策への段階的な縮小

県行動計画のポイント

準備期 国や医療機関等と連携し、感染症対策物資等の備蓄の推進

初動期 感染症対策物資等の需給状況の確認、確保

対応期

準備期

- ①体制の整備
 - ・有事に必要な備蓄数の確認
 - ・需給状況の把握体制整備
- ②感染症対策物資等の備蓄等
 - ・国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、計画的、安定的な備蓄の実施
- ③医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等
 - ・協定締結医療機関における、個人防護具を始めとした感染症対策物資等の備蓄を推進
 - ・協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請

初動期

- ①感染症対策物資等の備蓄状況等の確認
 - ・システム等を利用して、協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄状況等について確認及び報告
- ②感染症対策物資等の需給状況の確認
 - ・県内事業者が把握する流通状況等の情報収集
- ③円滑な供給に向けた準備
 - ・医療機関等に対し、十分な量を計画的かつ安定的に確保するよう要請
 - ・医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量を確保

対応期

- ①感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等
 - ・初動期からの対応を継続
- ②感染症対策物資等の需給状況の確認
 - ・初動期からの対応を継続
- ③感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者への要請
- ④不足物資の供給等適正化
 - ・国に対し、必要な個人防護具の配布を要請
- ⑤備蓄物資等の供給に関する相互協力
- ⑥緊急物資の運送等
- ⑦物資の売渡しの要請等
 - ・緊急事態措置を実施するために必要と認められた場合は、特定物資の売渡し、保管を要請

県行動計画のポイント

- 準備期** 必要な準備を行いながら、事業者や県民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、事業者等自らも必要な準備を行うことを勧奨
- 初動期** 事業者や県民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛け
- 対応期** 各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、県民生活及び社会経済活動の安定を確保

準備期

初動期

対応期

- ①情報共有体制の整備
 - ・県及び市町村は、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備
- ②支援の実施に係る仕組みの整備
 - ・新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付、交付等について仕組みを整備
- ③法令等の弾力的な運用に関する準備
- ④新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備
 - ・業務継続計画の策定の勧奨及び支援
 - ・柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨
- ⑤緊急物資運送等の体制整備
- ⑥物資及び資材の備蓄
 - ・感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品等を備蓄
 - ・事業者や県民にマスク等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を勧奨
- ⑦生活支援を要する者への支援等の準備
 - ・要配慮者の把握及び具体的手続の確認
- ⑧火葬能力等の把握、火葬体制の整備

- ①事業継続に向けた準備等の要請
 - ・オンライン会議の活用、テレワークや時差出勤等、感染拡大防止に必要な対策を要請
- ②生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け
- ③法令等の弾力的な運用
- ④遺体の火葬・安置
 - ・市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を要請

- ①県民生活の安定の確保を対象とした対応
 - ・生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け
 - ・心身への影響に関する施策
 - ・生活支援を要する者への支援
 - ・教育及び学びの継続に関する支援
 - ・サービス水準に係る県民への周知
 - ・犯罪の予防、取締り
 - ・物資の売渡しの要請等
 - ・生活関連物資等の価格の安定
 - ・埋葬、火葬の特例
 - ・新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等
- ②社会経済活動の安定の確保を対象とした対応
 - ・事業継続に関する事業者への要請等
 - ・事業者に対する支援
 - ・県、市町村等による国民生活及び国民経済の安定に関する措置
- ③県民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応
 - ・法令等の弾力的な運用
 - ・金銭債務の支払猶予等
 - ・新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資等
 - ・雇用への影響に関する支援
 - ・県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

各分野に係るご意見		県の回答
全体	現状が既に準備期だと思われるが、各対策項目で、準備が進んでいるのか。なかなか対応が難しいのではないか。	医療であれば医療措置協定締結が準備期に行うことであり、抗インフル薬の備蓄や保健所ごとの搬送訓練を既に行っている。また、国でG-MISを改修しDX化も進めており、個人防護具の備蓄も進めていく予定である。情報提供においても、発生動向など既存の体制を活用していくものであり、計画によってすべて一から取り組み始めるのではなく、現在も、準備を進めている状況にある。
医療	コロナ患者を受け入れていない病院が協定締結医療機関となっており、そうした医療機関の訓練・研修を進めていただきたい。	国や国立感染症研究所が主催するWEB研修等の情報提供を行うとともに、医療機関や関係機関と連携を図りながら、訓練や研修の機会を設けたい。
	高齢者施設等への訓練、研修等の支援を推進していただきたい。	福祉施設職員向けの研修を実施しており、今後も継続して取り組んでいく。
治療薬	県で備蓄している抗インフル薬など、流通備蓄などで対応できないか。	自治体の抗インフル薬の備蓄分は一般流通できないものになっている。そのほかの薬剤などは、医療措置協定で薬局などに処方等の協力をお願いしている。
県民生活・ 県民経済	行動計画では新興感染症等の経済対策などが記載されるが、新型インフル等特措法の対象にならない感染症の社会経済対策はどのように対応していくのか。	行動計画では、特措法で対象となる感染症について記載しているため、その他の感染症については記載していない。
	鳥インフル等が発生した際、養鶏業者などへの対策はどのようなになっているのか。	鳥インフルエンザは、外出自粛や時短営業を求められるものではないため、県民を広く対象とする経済対策などはないが、養鶏業者など影響を受ける事業者については補償や融資などの制度がある。
	保育園、認定こども園の業務継続計画の策定を県が関与し指導していただけないか。	要望に対して必要な支援を行っていく。また、業務継続計画は県ホームページなどで例示されているので、参考にしてもらいたい。